

# 千葉県歯科医学会 研究等の利益相反（COI）に関する規程

千葉県歯科医学会（以下、本学会）の事業活動として実施される学術集会や刊行物で発表される研究において、歯科医学研究者あるいは教育者・臨床家としての社会的責任、そして本来の公明性・中立性のある学術的意図（純粋な科学的興味）と、産学連携活動による個人・組織の利益が衝突・相反する状態が、研究者個人・組織（大学、研究・教育機関、医療施設、学術団体、その他）で発生する場合がある。これを「利益相反（Conflict of Interest：COI）」と呼ぶ。

このCOI状態を開示することにより、本学会における研究の学術的公明性・中立性・社会的責任に関して社会への説明責任を果たすとともに、本学会会員の研究成果が公正に評価されるようこの規程を策定するものである。

## 第1条 目的

本学会は、会員の研究等の利益相反（以下、COI）状態を公正に管理するために「研究等の利益相反に関する規程」（以下、利益相反規程）を策定し、会員の研究等の公正・公平さを維持し、透明性、社会的信頼性を保持しつつ産学連携による研究等の適正な推進を図るものとする。

## 第2条 対象者

利益相反規程は、COI状態が生じる可能性のある以下の対象者に適用する。

- (1) 本学会会員
- (2) 本学会が実施する学術集会等の発表者
- (3) 本学会が発行する機関誌及び学術図書等の著者
- (4) 本学会が実施する研究・教育及び調査に係る研究者
- (5) (1)～(4)の対象者の配偶者、一親等の親族、または収入・財産を共有する者

## 第3条 対象となる事業活動

利益相反規程の対象となる事業活動の例は、以下のとおりである。

- (1) 本学会学術集会等の開催
- (2) 本学会機関誌及び学術図書等の発行
- (3) 本学会が実施する研究・教育及び調査事業
- (4) その他、本学会会員の目的を達成するために必要な事業活動

## 第4条 申告すべき事項

対象者は、個人における以下の（１）～（１０）の事項について、利益相反規程の定める基準を超える場合には、その正確な状況を、所定の様式により、本学会会長に申告するものとする。申告された内容の具体的な開示、公開方法は利益相反規程の定めるところにより行うものとする。

- （１）企業・法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問職、社員などへの就任
- （２）企業の株の保有
- （３）企業・法人組織、営利を目的とする団体からの特許権使用料
- （４）企業・法人組織、営利を目的とする団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）
- （５）企業・法人組織、営利を目的とする団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
- （６）企業・法人組織、営利を目的とする団体が提供する臨床研究費（治験、臨床試験費など）
- （７）企業・法人組織、営利を目的とする団体が提供する研究費（受託研究、共同研究、寄付金など）
- （８）企業・法人組織、営利を目的とする団体がスポンサーとなる寄付講座
- （９）企業・法人組織、営利を目的とする団体に所属する人員・設備・施設が、研究遂行に提供された場合
- （１０）その他、上記以外の旅費（学会参加など）や贈答品などの受領

## 第５条 COI自己申告の基準

前条で規定する基準は以下の通りとする。下記の基準の金額には消費税額を含まないものとする。

- （１）企業・組織や団体の役員、顧問職については、１つの企業・組織や団体からの報酬額が年間１００万円以上とする。
- （２）株式の保有については、１つの企業についての年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が１００万円以上の場合、あるいは当該全株式の５％以上を所有する場合とする。
- （３）企業・組織や団体からの特許権使用料については、１つの権利使用料が年間１００万円以上とする。
- （４）企業・組織や団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、１つの企業・団体からの年間の講演料が合計５０万円以上とする。
- （５）企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、１つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計５０万円以上とする。
- （６）企業・組織や団体が提供する研究費については、１つの企業・団体から歯科医

学研究（受託研究費、共同研究費、臨床試験など）に対して支払われた総額が年間 200万円 以上とする。

- (7) 企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄付金については、1つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合とする。
- (8) 企業・組織や団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している場合とする。
- (9) その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間10万円以上とする。

## 第6条 COI 自己申告書の取り扱い

### 第1項

本学会の学術集会等での発表に係る抄録登録時、本学会機関誌への論文投稿時、あるいは本学会が実施する研究・教育及び調査事業の実施にあたり、研究倫理審査申請書と併せて提出されるCOI自己申告書は、受理日から5年間、本学会会長の監督下に本学会事務所で厳重に保管されなければならない。ただし、本学会機関誌の投稿規程等において、COI自己申告について別に定めのある場合は、その定めによる申告をもって、利益相反規程におけるCOI自己申告に代えることができる。

### 第2項

COI情報は、原則として非公開とする。COI情報は、本学会の活動、各種委員会の活動などに関して、本学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があるときは、本学会役員会（以下、役員会）の議を経て、必要な範囲で本学会の内外に開示若しくは公表することができる。但し、当該問題を取り扱うに適切な特定の本学会役員（以下、役員）に委嘱して、利益相反委員会（以下、COI委員会）の助言のもとにその決定をさせることを妨げない。この場合、開示もしくは公開されるCOI情報の当事者は、役員会若しくは決定を委嘱された役員に対して意見を述べることができる。但し、開示もしくは公表について緊急性があつて意見を聞く余裕がないときは、その限りではない。

### 第3項

本学会の非会員から特定の会員を指名しての開示請求（法的請求も含めて）があつた場合、妥当と思われる理由があれば、本学会会長からの諮問を受けてCOI委員会が個人情報保護のもとに適切に対応する。しかし、COI委員会で対応できないと判断された場合には、本学会会長が指名する会員若干名および外部委員1名以上により構成される利益相反調査委員会を設置して諮問する。利益相反調査委員会は開示請求書を受領してから30日以内に委員会を開催して可及的すみやかにその答申を行う。

## 第7条 利益相反委員会（COI委員会）

本学会会長が指名する会員若干名および外部委員1名以上により、COI委員会を構成し、委員長は委員の互選により選出する。COI委員は知り得たCOI情報についての守秘義務を負う。COI委員会は、役員会と連携して、利益相反ポリシーならびに本規程に定めるところにより、会員のCOI状態が深刻な事態へと発展することを未然に防止するためのマネジメントと違反に対する対応を行う。委員にかかるCOI事項の報告ならびにCOI情報の取扱いについては、第6条の規定を準用する。

## 第8条 違反者に対する措置

提出されたCOI自己申告事項について、疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合、本学会として社会的説明責任を果たすためにCOI委員会が十分な調査、ヒアリングなどを行ったうえで適切な措置を講ずる。深刻なCOI状態があり、説明責任が果たせない場合には、会長は役員会で審議のうえ、当該発表予定者の学会発表や論文発表の差止めなどの措置を講じることができる。既に発表された後に疑義などの問題が発生した場合には、会長は事実関係を調査し、違反があれば掲載論文の撤回などの措置を講じ、違反の内容が本学会の社会的信頼性を著しく損なう場合には、必要な措置を講じることができる。

## 第9条 不服申し立て

### 第1項 不服申し立て請求

第8条により、違反措置の決定通知を受けた者は、当該結果に不服があるときは、役員会議決の結果の通知を受けた日から7日以内に、会長宛ての不服申し立て審査請求書を本学会事務局に提出することにより、審査請求をすることができる。審査請求書には、会長が文書で示した決定理由に対する具体的な反論・反対意見を簡潔に記載するものとする。その場合、会長に開示した情報に加えて異議理由の根拠となる関連情報を文書で示すことができる。

### 第2項 不服申し立て審査手続

1. 不服申し立ての審査請求を受けた場合、会長は速やかに不服申し立て審査委員会（以下、審査委員会という）を設置しなければならない。審査委員会は会長が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上により構成され、委員長は委員の互選により選出する。COI委員会委員は審査委員会委員を兼ねることはできない。審査委員会は審査請求書を受領してから30日以内に委員会を開催してその審査を行う。
2. 審査委員会は、当該不服申し立てにかかるCOI委員会委員長ならびに不服申し立て者から意見を聴取することができる。但し、定められた意見聴取の期日に出頭しない場合は、その限りではない。
3. 審査委員会は、特別の事情がない限り、審査に関する第1回の委員会開催日から

- 1 か月以内に不服申し立てに対する答申書をまとめ、役員会に提出する。
4. 役員会は不服申し立てに対する審査委員会の裁定をもとに最終処分を決定する。

#### 第10条 守秘義務違反者に対する措置

COI情報をマネジメントする上で、個人のCOI情報を知り得た本学会事務局職員は役員、関係役職者と同様に第6条第2項に定める守秘義務を負う。正規の手続きを踏まず、COI情報を意図的に部外者に漏洩した関係者や事務局職員に対して、役員会は罰則を科すことが出来る。

#### 第11条 規程の変更

この規程は、社会的要因や産学連携に関する法令の改変などから、個々の事例によって一部に変更が必要となることが予想される。役員会は利益相反規程の見直しのための審議をCOI委員会に諮問し、その答申をもとに変更を決議することができる。なお、本学会会則第10条第2項により、千葉県歯科医師会理事会の承認を要する。

#### 附 則

##### 1. (施行期日)

この規程は、平成28年10月1日から半年間を試行期間とし、平成29年4月1日より完全実施とする。

##### 2. (規程の改正)

この規程は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正、整備ならびに医療及び臨床研究をめぐる諸条件の変化に適合させるために、原則として数年ごとに見直しを行うこととする。

##### 3. (第8条「違反者への措置について」)

この規程の試行開始後、当分の間、第8条「違反者への措置について」については、施行を見合わせる。この間、役員会は利益相反委員会とともに、この規程の趣旨説明に務め、COI報告の完全実施を督励する。

# 千葉県歯科医学会 利益相反委員会規程

## 【設置】

第1条 千葉県歯科医学会（以下、本学会）会則第13条の規定に基づき、利益相反委員会（以下、本委員会）を置く。

## 【目的】

第2条 本委員会は産学連携活動により生じる利益相反問題に適切に対処することにより、本学会会員（以下、会員）および本学会の名誉および社会的信用を保持することを目的とする。

## 【所掌事項】

第3条 本委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 利益相反に関する調査、審議、審査マネジメント、改善措置の提案、勧告に関する事項
- (2) その他、利益相反に係る必要事項

## 【組織】

第4条 本委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 本学会会長（以下、会長）が指名する会員若干名
  - (2) 外部有識者1名以上
2. 委員は、会長が本学会役員会（以下、役員会）に諮って委嘱する。
  3. 委員長は委員の互選により選出する。
  4. 委員の任期は当該審議を終了したときをもって解任されるものとする。ただし再任を妨げない。委員に欠員が生じた場合は、これを補充するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

## 【会議】

第5条 本委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2. 本委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
3. 本委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## 【改廃】

第6条 この規程の改廃は、本委員会の発議により、役員会の決議を経て、千葉県歯科医師会理事会の承認を得なければならない。

## 附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。





様式2B

千葉県歯科医学会 COI 自己申告書

研究代表者名: \_\_\_\_\_

研究題名: \_\_\_\_\_

項目	該当の状況	有であれば、企業・団体名などの記載
① 報酬額 1つの企業・団体から年間100万円以上	有 ・ 無	
② 株式の利益 1つの企業から年間100万円以上、あるいは当該株式の5%以上保有	有 ・ 無	
③ 特許使用料 1つにつき年間100万円以上	有 ・ 無	
④ 講演料 1つの企業・団体からの年間合計50万円以上	有 ・ 無	
⑤ 原稿料 1つの企業・団体から年間合計50万円以上	有 ・ 無	
⑥ 研究費・助成金などの総額 1つの企業・団体からの研究経費を共有する所属部局（講座、分野 あるいは研究室など）に支払われた年間総額が200万円以上	有 ・ 無	
⑦ 奨学(奨励)寄付などの総額 1つの企業・団体からの奨学寄付金を共有する所属部局（講座、分 野あるいは研究室など）に支払われた年間総額が200万円以上	有 ・ 無	
⑧ 企業などが提供する寄付講座 (企業などからの寄付講座に所属している場合に記載)	有 ・ 無	
⑨ 旅費, 贈答品などの受領 1つの企業・団体から年間10万円以上	有 ・ 無	

(本COI自己申告書は受理後5年間保管されます)

(申告日) 年 月 日

(署名) \_\_\_\_\_ (印)

様式3B

配偶者、一親等内の親族、または収入・財産を共有する者の申告書

項目	該当の状況	有であれば、企業・団体名などの記載
⑩ 報酬額 1つの企業・団体から年間100万円以上	有 ・ 無	
⑪ 株式の利益 1つの企業から年間100万円以上、あるいは当該株式の5%以上保有	有 ・ 無	
⑫ 特許使用料 1つにつき年間100万円以上	有 ・ 無	
⑬ 講演料 1つの企業・団体からの年間合計50万円以上	有 ・ 無	
⑭ 原稿料 1つの企業・団体から年間合計50万円以上	有 ・ 無	
⑮ 研究費・助成金などの総額 1つの企業・団体からの研究経費を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室など）に支払われた年間総額が200万円以上	有 ・ 無	
⑯ 奨学(奨励)寄付などの総額 1つの企業・団体からの奨学寄付金を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室など）に支払われた年間総額が200万円以上	有 ・ 無	
⑰ 企業などが提供する寄付講座 (企業などからの寄付講座に所属している場合に記載)	有 ・ 無	
⑱ 旅費、贈答品などの受領 1つの企業・団体から年間10万円以上	有 ・ 無	

(本COI自己申告書は受理後5年間保管されます)

(申告日) 年 月 日

(署名) \_\_\_\_\_ (印)

(参 考) 講演ならびに口演・示説発表等における開示例

(参 考)

## 千葉県歯科医学会

### COI 開示

筆頭発表者名

演題発表に関連し、開示すべき COI 関係にある企業などはありません。

(参 考)

## 千葉県歯科医学会 COI 開示

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

筆頭発表者名

演題発表に関連し、開示すべき利益相反状態は以下の通りです。

該当者氏名：

該当事項：

- (1) 顧 問：企業・組織・団体名など
- (4) 講演料：金額（企業・組織・団体名など）
- (6) 臨床研究費：金額（企業・組織・団体名など）

以上